

## 事前評価調書

I 事業概要						
事業名	治山事業（予防治山事業）					
地区名	豊田市北篠平町蔵屋敷					
事業箇所	豊田市北篠平町蔵屋敷					
事業のあらまし	S63に整備した治山施設が経年変化により老朽化が進んでおり、老朽化対策を行うことで、山地災害を防止する機能を回復させる。					
事業目標	【達成（主要）目標】 落石防護柵を付け替え、経年変化により老朽化した治山施設の機能回復を図る。					
事業費	事業費		内訳			
	8.9百万円	■工事費 8.9百万円、□用補費 百万円、□その他 百万円				
事業期間	採択予定年度	平成26年度	着工予定年度	平成27年度	完成予定年度	平成27年度
事業内容	落石防護柵124mを付け替える。					
II 評価						
①事業の必要性	1) 必要性	当該箇所では、既存治山施設が経年変化により老朽化し、その機能を十分に発揮できず人家、国道に被害を及ぼすおそれがある。				
	判定	A	A：現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。 B：現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。 【理由】 山地災害の未然防止を図る上で、当該地域における事業実施が必要であるため。			
②事業の実効性	1) 事業計画	平成27年度に工事を8.9百万円で行う計画となっている。 事業期間は平成27年度で、総事業費は8.9百万円の予定である。				
	2) 地元の合意形成	合意済み				
	判定	A	A：事業計画の実効性が期待できる。 B：事業計画の実効性が期待できない。 【理由】 地域住民の生命・財産を守る上で事業実施が必要である。			
III 対応方針						
妥当	事業実施が妥当である。：上記①及び②の評価がすべてA判定であるもの。 事業実施は妥当でない。：上記以外のもの。					
IV 事後評価実施の有無と主な評価内容						
■対象（事業完了後5年目） □対象外 【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】  【主な評価内容】 治山施設の整備状況						